

申告受け付け・相談は2月10日(金)から3月15日(水)まで

「村・県民税の申告」 「所得税および復興特別所得税の確定申告」を忘れずに

今年も村・県民税等の申告時期になりました。平成29年1月1日現在、村内に住所のある方は「村・県民税の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、平成29年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、保育料等の算定の基となりますので、平成28年中に無職・無収入の方も必ず期間内に申告してください。「村・県民税の申告」、「所得税および復興特別所得税の確定申告」についての受け付け・相談を、下記の日程で行いますので、忘れずに申告してください。

問い合わせ▼税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117～1119)

◆◆ 村・県民税 ◆◆

●申告が必要な方

- ▽主たる給与または、公的年金の他に所得がある方
- ▽同一世帯の方の税法上の扶養になっていない無収入の方や遺族年金・障害年金等の受給者
- ※昨年の実績を基に村・県民税の申告書を郵送します(1月下旬)が、届かない方でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

●申告が不要な方

- ▽所得税の確定申告をした方
- ▽1か所から給与を受け、年末調整済みで、勤務先の会社等が村に「給与支払報告書」を提出している方
- ▽同一世帯の方が申告しており、その方の税法上の扶養に入っている方
- ▽公的年金所得のみで公的年金の年間支給額が148万円以下(昭和27年1月2日以後に生まれた方は98万円以下)の方
- ※扶養控除等の追加や源泉徴収されている所得税の還付を受けるときは、申告が必要です。

◆◆ 所得税および復興特別所得税 ◆◆

●対象

- ▽村内在住(平成29年1月1日現在)で、平成28年1月から12月までに①営業等(その他の事業)による所得、農業所得、不動産所得(貸地・貸家・駐車場等の収入)②原稿料・講演料・互助年金等の雑所得や一時所得(保険の満期等)③土地・家屋等の資産を譲渡した所得④源泉分離課税が行われない退職所得—のいずれかの所得(収入)があった方 ※③に該当する方は太田税務署で申告してください。
- ▽勤務先の会社等が、村に「給与支払報告書」を提出していない方
- ▽主たる給与と所得(年末調整済み)以外の全ての所得の合計額が20万円を超える方

◆復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて申告・納付する必要があります。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原



則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請をした方へ

村・県民税の申告や確定申告をする場合、特例制度は適用されません。あらためて、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

◆◆ 申告受け付け・申告相談の日程 ◆◆

●期日と指定地区

2月10日(金)	
2月13日(月)	
2月14日(火)	平成28年中の収入が年金のみの方 ※村から通知が届かない方でも、該当する方は申告できます。
2月15日(水)	
2月16日(木)	
2月17日(金)	
2月19日(日)	平成28年中の収入が給与のみの方
2月20日(月)	岡・船場
2月21日(火)	百塚・南台
2月22日(水)	真崎
2月23日(木)	須和間・押延
2月24日(金)	白方・豊白・村松北
2月27日(月)	全地区  混雑が予想されます!
2月28日(火)	
3月1日(水)	緑ヶ丘・フローレスタ須和間
3月2日(木)	宿・原子力機構百塚・原子力機構長堀
3月3日(金)	豊岡・亀下
3月6日(月)	川根・照沼・原子力機構箕輪
3月7日(火)	舟石川中丸・舟石川2区・原子力機構荒谷台
3月8日(水)	外宿1区・外宿2区
3月9日(木)	竹瓦・舟石川3区
3月10日(金)	舟石川1区
3月13日(月)	内宿1区・内宿2区
3月14日(火)	全地区  混雑が予想されます!
3月15日(水)	

できるだけ、指定地区の受付日にお越しください。

※自治会に加入していない白方中央に在住の方は白方、東海1～3丁目に在住の方は百塚、舟石川駅西・駅東に在住の方は舟石川1～3区の指定日にお越しください。

●時 間 午前9時～(受付時間は午前8時から(窓口延長日でも)午後4時まで)

●場 所 原子力視察研修室(役場行政棟5階)